被災した高齢者のコミュニティを再建 ～黒崎温泉企業組合～

■ **黒崎温泉企業組合**　TEL：0192-57-1126
陸前高田市広田町黒崎 9 番地 41 号

津波被害により市内にある建物の大半を流失した陸前高田市では、多くの方々が仮設住宅での生活を余儀なくされている。慣れない環境での生活に加え、これまであった各地域のコミュニティも失われたことから、特に交通手段を持たない高齢者は、他者と交流する機会が著しく減少している。

このような状況を受け、黒崎温泉企業組合（村上新一 理事長）が被災した高齢者のコミュニティを再建するために起ち上がった。広田海岸の最先端に位置しながら奇跡的に無傷であった同組合の施設は、市内東部地区において唯一の交流施設となっており、今回、地元の期待と要請を受けて活動を開始した。

しかし、最大の問題となったのは、高齢者と組合施設とを繋ぐ移動手段の確保であった。交通手段を持たない高齢者のために組合で送迎バスを運行することが不可欠であったが、観光需用の激減から新たな車両を設置する資金を生み出せずにいた。そこで、組合では本会の支援を受け、陸前高田市や同市社会福祉協議会と連携して、県が公募する震災対応の「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」に申請。90 を超える団体が応募するなか、地域が抱える課題を切実に訴えることで事業採択の内示を受けた。

今後、組合では当事業の実施を通じて、地域にコミュニティの場を提供するとともに、仮設事務所で活動する社会福祉協議会の取り組みを補完しながら、被災した高齢者の方々の心のケアを支援していく。

釜石の中心市街地再生に向けて ～釜石市ビジネスホテル・グループ～

被災直後（左）と復旧後（右）

グループ勉強会の様子

昨年度、グループ補助金の３次公募で採択となった釜石市ビジネスホテル・グループ（新里耕司代表）は、構成員全体で市内における客室総数の約 70%を保有しており、復興活動に携わる多くの人々からその早期再開を強く求められていた。

フルオープンを果たしたグループ４社は、現在、復興支援者の活動拠点として十分に機能しているが、更に市の中心部に位置する立地特性を活かし、中心市街地の再生にも貢献したいと考えている。

同グループは、その復興事業計画に「長い時間を要することが予想される中心市街地の再構築において、その復興段階に応じた賑わい創りや情報発信の旗頭となる」ことを掲げており、先般、その実現化に向け専門家（中小企業診断士 土岐徹朗氏）を招いて勉強会を開催。会には、釜石商工会議所や釜石観光物産協会、市の第３セクターである釜石振興開発㈱からも出席があり、新しい釜石市の活性化に向けて共に連携を強くする方針を固めた。

本会では、グループ補助金の申請支援から採択後の事業計画の実現化まで総合的に支援するメニューを取り揃え、中小企業の復興を応援している。

（事業詳細は本誌 5ｐ「被災中小企業重層的支援事業」を参照）

対象２組合で施設復旧工事完了 ～ 組合共同施設復旧補助金 ～

協業組合大船渡車検センター

東日本大震災により組合の車検整備工場・事務所が被災。建物の１階天井まで浸水し、オーバースライダー（スライド扉）、電気配線、車体のリフト機や車検整備機器などが損壊していたが、このたび復旧事業費 51,658,455 円をかけ、平成２４年４月に復旧が完了した。

復旧された車検整備工場内の車検検査ラインと及川博幸工場長

復旧された車検整備工場内の四柱リフトと及川博幸工場長

大船渡トラック事業協同組合

東日本大震災により組合の共同給油所・事務所が被災。給油の計量機、防火壁が損壊していたが、このたび復旧事業費 4,126,500 円をかけ、平成２４年３月に復旧が完了した。

復旧された組合給油所の計量機・防火壁と熊谷昭洋理事

組合給油所の計量機（背面）

中央会 第１回理事会を開催　～平成 24 年度事業計画を審議～

４月 24 日(火)、盛岡市の岩手県水産会館にて平成 24 年度第１回理事会を開催し、平成 24 年度通常総会提出議案等について協議した。

平成 24 年度事業計画については、『１．被災からの復興・再建支援の加速化、２．経営課題克服による基盤強化、３．企業間連携による高付加価値の創出、４．人材の確保・育成』を支援の重点課題とし、主な事業として、被災した組合等の再建計画の策定から実現化に至るまで多様な課題を解決する「被災中小企業重層的支援事業」、環境変化に対応した経営計画の策定・実施・改善・再構築を支援し経営革新等への取組みを支援する「組合等経営課題対応支援事業」、産業間・企業間の経営資源の連携により新商品・役務の開発等高付加価値化への取組みを支援する「中小企業等連携支援事業」、中小企業の人材確保・育成と大学生等の就職のマッチング・定着までを総合的に支援する「地域中小企業人材確保・定着支援事業」に取組むことが承認された。

また、第 57 回通常総会は、５月 15 日（火）午後３時より盛岡市ホテル東日本において開催することが承認された。なお、総会において、被災した組合が組合の絆と相互扶助精神を発揮して、いち早く共同施設等の復旧を成し遂げたことに対し、県内被災組合と中小企業の早期復興の励みとして『組合・絆・ルネサンス賞』を創設、表彰することとした。

議事終了後、岩手県商工労働観光部科学・ものづくり振興課総括課長佐々木淳氏より「海洋エネルギー拠点構想について」講演をいただいた。三陸発の海洋再生エネルギー拠点として本県産業に寄与することが大きく期待されるところである。

グループ補助金の公募開始　～復興事業計画の策定をサポートします～

国では、東日本大震災により被災した中小企業者等の施設の復旧・整備を支援するため、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を実施しており、その補助金の交付申請に必要となる復興事業計画の認定について、以下のとおり公募を行うことを発表した。

（事業概要）

被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対し３／４を補助。

（募集期間）

平成２４年５月１日（火）～５月３１日（木）

（申請・問い合わせ先）

岩手県商工労働観光部　経営支援課　電話：０１９－６２９－５５４６

なお本会では、同補助事業認定に向けた復興事業計画の策定等への支援を実施する。詳細は、次頁の「被災中小企業を強力にバックアップ～被災中小企業重層的支援事業について～」を参照のこと。

被災中小企業を強力にバックアップ

～被災中小企業重層的支援事業について～

本会では、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた中小企業者の再建を支援するため、今年度「被災中小企業重層的支援事業」を実施する。この事業は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（以下、「グループ補助金」という。）の認定申請等に係る支援事業の他、移動中央会や創業セミナー等を開催する。

事業概要は以下の通りであるが、詳細・不明の点等は下記担当に相談する等、積極的な活用を検討されたい。

１．震災対応移動中央会開催事業

沿岸地区に於いて、被災組合・中小企業者向けの移動相談会を開催し、経営・法務・税務・金融等に関する個別相談に応じる他、施策普及講習会を開催する。

本件担当：市場開発部　渡辺・工藤（電話：０１９－６２４－１３６３）

２．中小企業等復興支援事業

（１）中小企業等グループ復興支援「認定グループ支援事業」

昨年度、グループ補助金に認定されたグループについては、構成員の施設・設備の復旧は勿論のこと、グループ全体で取り組みを要する復興事業計画（全体計画）の着実な推進が必要となる。本会では専門家を活用し、認定グループの全体計画推進に必要な支援を実施する（支援対象グループ数は１０グループ程度を予定)。

本件担当：市場開発部　岩渕・於本・工藤（電話：０１９－６２４－１３６３）

（２）中小企業等グループ復興支援「申請グループ支援事業」

今年度、新たにグループ補助金に認定申請しようとするグループに対し、専門家を活用しグループ全体での復興事業計画策定に向けた支援を行う他、構成員別事業計画書等の全体計画との摺合わせ等を通じ、復興事業計画の採択に向けた支援を実施する（支援対象グループ数は５グループ程度を予定)。

本件担当：市場開発部　渡辺・赤間（電話：０１９－６２４－１３６３）

３．企業組合設立支援事業

沿岸部に於ける復興期の新規創業を支援するため、簡易な創業ツールである企業組合制度の普及を目的とした創業セミナーを開催する（沿岸地区で４回開催予定)。

本件担当：市場開発部　赤間・船越（電話：０１９－６２４－１３６３）

４．被災組合等復興推進モデル事業

共同による販路開拓など、復興に向けた新たな取り組みを行う組合等に対し、ニーズに応じたきめ細かな支援を行い、復興期の組合等への事業確立支援を行う（支援対象組合等数は８組合等を予定)。

本件担当：市場開発部　於本・工藤（電話：０１９－６２４－１３６３）

いわて中小企業人材確保・定着支援事業協議会 発足

4月26日(木)、いわて中小企業人材確保・定着支援事業協議会を発足し、第1回目の協議会を開催した。

菊地正昭(労働局職業安定部 職業安定課長)、阿部信弘(商工労働観光部 雇用対策・労働室長)、松川章(商工労働観光部 経営支援課総括課長)、大内正(岩手大学 キャリア支援課長)、寺本樹生(岩手県立大学 学生支援室長)、津軽石芳昭(商工会議所連合会　事務局長)、桐田武(商工会連合会 事務局)、平澤石郎(中小企業団体中央会 専務理事)の委員8名が選任され、委員長に本会平澤専務理事、副委員長に津軽石盛岡商工会議所事務局長が選任された。

第1回協議会の様子

この事業は、本会が経済産業省からの補助を受けて実施する新規事業である。第1回目の会議では、「1.いわて中小企業人材確保・定着支援事業協議会設置要綱の制定について」「2.事業の実施内容及びスケジュールについて」の2つの項目について事務局から説明し、意見交換を行った。

各委員からは、次の意見や要望が出され、本事業に反映し取り組んで行くこととした。

【主な意見・要望】

- 就職センター試験内容･企画情報をある程度把握できなければ、学生が参加し難い。早期に公開すべき。
- 中小企業の就職の入り口が就職センター試験のみに限定されるものではなく、企業･学生共に自由に職業選択が出来る環境を提供すること。
- 同期のいない新人へのサポートとして、同年入社という括りで県内中小企業の同期が集まり、情報交換出来る場を設けることで定着率を高めることが出来ると思われる。
- 企業がリアルな学生の姿を見る機会が少ない。学校の面接練習などに企業からもボランティアなどで参加してもらいたい。
- 企業側の目線だけでは、学生は集まらない。学生側の目線で検討することも必要。
- 1･2年生にもこの事業の存在を浸透させることが出来れば、3･4年時に事業へ参加する可能性がより高まる。
- インターンシップは企業･学生両者にメリットがあり、実施すべき。

【今後の予定】

＜第1回　就職センター試験＞

5月中旬　各企業等へのアンケート調査
6月中旬　参加希望企業等に対する事業説明会
7月中旬　合同企業説明会
8月お盆明け　就職センター試験（1次試験）
9月中旬　合同面接会（2次試験）
10月以降　各社で最終面接試験等

＜第2回　就職センター試験＞

8月　参加希望企業等に対する事業説明会
9月　合同企業説明会
10月　就職センター試験（1次試験）
11月　合同面接会（2次試験）
12月以降　各社で最終面接試験等

岩手県国際リニアコライダー推進協議会 設立総会を開催

4 月 27 日(金)、盛岡商工会議所にて「岩手県国際リニアコライダー推進協議会」の設立総会が開催された。

同協議会は、現在推進されている国際リニアコライダー（ILC）計画において、岩手の北上高地が候補地の一つとされていることから、その受け入れについて積極的に推進しようと、県内の経済５団体の代表が発起人となり設立の準備を進めていたもの。現時点で趣旨に賛同する法人会員が 177 名、個人会員が 15 名となっており、総会には多くの会員らが出席した。

同協議会の副会長に就任した谷村会長

なお、協議会の会長には元持勝利 県商工会議所連合会会長、本会からは、副会長に谷村会長が、理事に佐々木嘉七副会長が、監事に平澤専務理事が就任した。

ILC（インターナショナル・リニア・コライダー）は、全長 31～50 ㎞の地下トンネルに建設される世界に例を見ない大規模研究施設で、電子と陽電子を光速度まで加速し、衝突させることにより、新しい粒子や物理法則などを発見することを目的とする。

同協議会は、世界第一線級の科学研究拠点である ILC を、東北復興の象徴となり地域経済を牽引するものとして、今後、その普及啓発活動に努めていく。

商工中金の震災対応について

商工中金では、震災をはじめとする危機対応業務の指定金融機関として、様々なセーフティネット制度を実施している。本稿では、その震災対応業務の一部をご紹介する。詳細は盛岡支店まで（℡019-622-4185）。

【東日本大震災復興特別貸付の概要】

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
①今般の地震・津波により直接被害を受けた中小企業者等	◆ 貸付限度額　３億円 ◆ 貸付期間　最大 20 年(設備)、15 年(運転) ◆ 据置期間　最大５年	◆金利引下げ措置（利子補給） ・基準金利から▲0.5% ・貸出後３年間は、１億円まで▲1.4%
②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者等	◆ 貸付限度額　３億円 ◆ 貸付期間　最大 15 年（設備、運転） ◆ 据置期間　最大３年	◆金利引下げ措置（利子補給） ・基準金利から最大▲0.5% ・貸出後３年間は、３千万円まで最大▲1.4%
③その他の理由により、売上等が減少している中小企業者等(風評被害等による影響を含む)	◆ 貸付限度額　７億 2,000 万円 ◆ 貸付期間　最大 15 年(設備)、８年(運転) ◆ 据置期間　最大３年	◆金利引下げ措置（利子補給） ・期間限定なく、商工中金所定の利率から最大▲0.5%

【中小企業災害復旧資金利子補給制度の概要】

対 象 者	以下に該当する被災中小企業者等 ● 東日本大震災の直接被害者のうち、事業所または主要な事業用資産について、「全壊」または「流失」の被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた方
対象貸出	上記対象者の災害復旧資金
期間・金額	当初３年間 上限１億円（貸出元高で、日本政策金融公庫（中小企業部門・国民事業部門）と合算）
利子補給額	利用者が実質的に負担している支払利息額全額

中央会の観光産業支援
～平泉の文化遺産エリアの外食・土産品店を実践指導～

本会では、県南広域振興局より『平成 23 年度「平泉の文化遺産エリア」外食、土産品等観光産業支援事業』の事業委託を受け、個別店舗の支援を平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月に実施した。支援対象は、平泉町及び周辺地域のお土産品等小売店や飲食店などの 10 店舗で、専門家による個店指導を延べ 34 回行った。

世界遺産登録によって多くの観光客が同地域に訪れるようになり、地元店舗ではこれまで以上に世界遺産の観光地としてふさわしい店づくりや受入態勢を整備することが求められ、さらに各個店の魅力の向上を図っていくことが必要となっている。

専門家からは、商品の陳列、ＰＯＰの活用方法、手描きＰＯＰの作成技術、商品の改善、接客などのお客様に「伝わること」を意識したアドバイスや財務的観点からの経営における数値の見方や判断方法など様々なアドバイスが行われた。各店舗ではアドバイスを受けての動きや変化を現わすことで、お客様からの良好な反応があった等の良い感触が得られており、今後も継続して向上に励んでいきたいと意欲的であった。

個店支援の実施風景
専門家　POP センター福島 代表 川村洋一氏（右）

個店支援の実施風景
専門家　中小企業診断士 佐々木貢氏（右）

県南観光ポータルサイト「ゆいたび」リニューアル

岩手県県南広域振興局 Official Website
県南観光ポータルサイト「ゆいたび」
http://minami.iwate-navi.jp/

本会では、23 年度に県南広域振興局の委託を受けて、県南観光ポータルサイト「ゆいたび」をリニューアルした。

当サイトの最大の特色は、振興局管内の人気ブログを集め、その新着情報をリアルタイムで一覧できること。閲覧者は、各地域のブログを通じて、旅行雑誌やパンフレットには掲載されない隠れた名所や旬の食べ物、ご当地ネタなどをチェックできるようになっている。

平泉を訪れる旅行者の観光ツールとして、ちょっと寄り道感覚で県内を周遊するきっかけになってくれれば嬉しい限りである。

組合の税務申告に関するポイント

３月決算の組合においては、５月末が税務申告の期限となっている組合も多いことから、本稿では、中小企業組合に特有の税務上のポイントについて取り上げる。

◆ 事業利用分量配当の損金算入(法人税法第 60 条の 2)

事業協同組合等において、組合の事業を利用した分量に応じて行う事業利用分量配当は、損金に算入される。この場合の分配の基準となる組合員の事業利用高は、当期の利用高に限られ前期以前のものは含まれない。

また、対象となる剰余金は、組合員が組合事業を利用したことによって生じた剰余金に限られ、不動産の売却益や組合事業であっても組合員の利用がないと認められる事業から生じた利益は対象にならない。

事業利用分量配当は、所得税法上の配当所得とは認められず、支払時における源泉徴収及び受領組合員の配当控除は適用されない。一方、企業組合の従事分量配当については、損金算入が認められていない。組合員が企業組合から受ける従事分量配当は配当所得とされているので(所得税法施行令第 62 条)、配当に当たっては 20%の源泉徴収を行う必要がある(所得税法第 182 条 2 号)。

また、協業組合についても、出資配当以外の配当もすべて配当所得とされており(所得税法施行令第 62 条)、源泉徴収を行う必要がある。

なお、前期以前の所得の留保額(利益積立金など)に係る事業利用分量配当は、配当所得とされる(個別通達昭和 44 年 5 月 26 日直審(法)29)。

〔備 考〕

事業分量配当の対象となる剰余金［法人税基本通達(昭和 44 年 5 月 1 日直審(法)25)14-2-1］

法人税法第 60 条の 2 第 1 項 1 号(事業分量分配金)に規定する事業分量に応ずる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及び基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しないことに留意。

（注）事業分量配当又は従事分量配当に該当しない剰余金の分配は、組合員等については配当に該当する。

◆ 法人税率の軽減(法人税法第 66 条、第 99 条)

協同組合等は、普通法人と比べて低い法人税率であったが、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに終了する各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額については、さらに税率が引き下げられている(租税特別措置法第 42 条の 3 の 2)。

協同組合等		企業組合、協業組合		
		出資金 1 億円以下		出資金 1 億円超
800 万円以下の所得	800 万円超の所得	800 万円以下の所得	800 万円超の所得	
18%	22%	18%	30%	30%

（注）平成 24 年 4 月 1 日より事業が開始する協同組合の場合、税率が 22%→19%に引き下げられ、さらに、年 800 万円以下の所得については 18%→15%に引き下げた上、軽減税率の適用期限が平成 27 年 3 月 31 日まで延長される。

併せて、復興財源を確保するため、平成 24 年 4 月 1 日以降 3 年間は、引き下げ後の法人税額に 10%の付加税が上乗せされる。

「中小企業の会計に関する基本要領」ができました

中小企業庁は、中小企業の新たな会計ルールとして「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領)」を公表した。非上場企業である中小企業では経理人員が少ないことや会計情報の開示先が限定的なこと、主に法人税法で定める処理に基づいていることなど、中小企業における実態を踏まえた会計ルールとなっている。以下にその抜粋を掲載する。

なお、中小会計要領の詳細については、中小企業庁の HP に掲載されているのでご参照されたい。

貸倒引当金

法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定する方法も使用できることを明確化しました。

法人税法では、中小法人（資本金 1 億円以下の法人）の貸倒引当金について、債権全体（一括評価金銭債権）を法定繰入率で乗じた繰入額を損金とすることが認められている。

【法人税法上の法定繰入率】

業種区分	法定繰入率
卸売業・小売業	10/1000
割賦小売業	13/1000
製造業	8/1000
金融・保険業	3/1000
その他	6/1000

＜貸倒引当金の洗替え＞

税務上、貸倒引当金の繰入額は、翌期に「洗替え」して全額を益金にしなければならない。

なお、「洗替え」とは、前期に繰り入れた繰入額を一旦全額戻し入れ処理し、当年度に算定した金額の全額を費用計上する方法のこと。

棚 卸 資 産

中小企業で多く利用されている「最終仕入原価法」を、他の評価方法とともに利用できることを明確化しました。

棚卸資産の評価基準は、「原価法」又は「低価法」によって行われる。「原価法」による棚卸資産の評価方法には、「個別法」「先入先出法」「総平均法」「移動平均法」「最終仕入原価法」などがあるが、これまで「最終仕入原価法」は、税法上での適用は認められていたものの、企業会計原則においては正しい評価方法として認められておらず、この度改めて「中小会計要領」で利用できることが明確化された。

※ 法人税法上、棚卸資産の評価方法に関する届出をしていなければ「最終仕入原価法」を選択したとみなされるが、評価方法を変更する場合は、変更しようとする事業年度開始の日の前日までに税務署への届出が必要となる。

（例えば）

1．期首に在庫が 30 個あった（@100 円）
2．期中に 150 円で 10 個を販売した。
3．在庫が心細くなったので 20 個仕入れた（@120 円）
4．期末の在庫は 40 個であった。

【最終仕入原価法による棚卸資産の評価方法】

（期末の棚卸資産）
＝（最終の仕入単価@120 円）×（期末の在庫 40 個）
＝ 4,800 円
よって、「売上原価」は
（期首在庫 3000）＋（仕入 2400）－（期末在庫 4800）
＝ 600 円

【先入先出法による棚卸資産の評価方法】

期首在庫 3000 円（@100 円×30 個）	売上個数 10 個
当期仕入 2400 円（@120 円×20 個）	期末在庫 40 個

（期末の棚卸資産）
＝（@100 円×{30 個－10 個}）＋（@120 円×20 個）
＝ 4,400 円
よって、「売上原価」は
（期首在庫 3000）＋（仕入 2400）－（期末在庫 4400）
＝ 1,000 円

有 価 証 券

有価証券の評価方法を、法人税法と同様、取得原価での計上を原則としています（売買目的有価証券は時価計上）。

有価証券は、原則として取得原価で計上する。ただし、短期間の価格変動により利益を得る目的で相当程度の反復的な購入と売却が行われる売買目的有価証券は時価で計上する。

また、有価証券の評価方法は「総平均法」「移動平均法」等により行い、期末の取得原価を計算する。時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上することになる。

【総平均法とは】…有価証券の期首評価額とその事業年度に取得した有価証券の取得額を保有総数量で除し、平均単価を計算して評価する方法。計算が簡便だが、期末になるまで取得原価を算出できない。また、平準化するため相場との誤差が出やすい。

【移動平均法とは】…有価証券を取得するたびに、その時点までの評価額と取得した有価証券の取得価格を保有総数量で除し、平均単価を改定して評価する方法。取引の都度に平均値を計算するため相場との誤差は出にくいが、計算は煩雑。

引 当 金

退職給与引当金について、従業員の在職年数等企業の実態に応じて合理的に引当金額を計算し、自己都合要支給額を基礎として、例えば、その一定割合を計上することとしています。

引当金は、未払金等の確定した債務ではないものの、①将来の特定の費用又は損失であること、②発生が当期以前の事象に起因すること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積もることができることの４つの要件を満たす場合には、財政状態を適正に表示するため、負債の計上（資産からの控除）が必要と考えられる。具体的には、先述の貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金などが該当する。

なお、金額的に重要性が乏しいものについては、計上する必要はない。

【退職給与引当金について】

従業員との間に退職金規程や退職金等の支払いに関する合意がある場合、企業は従業員に対して退職金に係る債務を負っているため、当期の負担と考えられる退職給与引当金を計上する。

「退職一時金制度」を採用している場合には、決算日時点で、従業員全員が自己都合によって退職した場合に必要となる退職金の総額を基礎として、その一定割合を退職給与引当金として計上する方法が考えられる。なお法人税法上、退職給与引当金への繰入額は損金不算入とされるため、全額が課税所得に加算される。

また、「中小企業退職金共済」など外部の機関に掛金を拠出し、将来に追加的な退職給付に係る負担が見込まれない制度を採用している場合には、毎期の掛金を費用として処理し、退職給付引当金は計上されない。

中小企業庁では、「中小会計要領」を活用して得られる効果として、決算書の信頼性が向上するため、金融機関や取引先との信頼構築が図られ、スムーズな資金調達や取引先拡大につながるとして、その活用を奨励している。

～ 会 員 情 報 ～

復興支援学生寮に自転車を寄贈	北上の玄関口をきれいに
岩手県自転車二輪車商業協同組合 （安部一夫 理事長）	北上地区タクシー業協同組合 （八重樫守民 理事長）
4月4日、被災した学生に住まいを提供する盛岡市の復興支援学生寮が開所した。この学生寮は、独立行政法人都市再生機構が所有する住宅6棟を同市が借り受けたもの。 組合では、学生が安心して勉強できる環境づくりの一環として自転車などを寄贈し、沿岸地区の復興を担う人材の育成をサポートしている。	組合では、4月1日から始まった「いわてデスティネーションキャンペーン」や「北上展勝地さくらまつり」で多くの観光客の来訪が見込まれるJR北上駅前周辺の清掃活動を実施。 この清掃活動は組合が例年行っているもので、「毎日駅前を使って仕事をしているので、北上の玄関口をきれいにしてお客様を迎えたい」との思いから、毎年4月～10月の期間に組合員総出で実施している。
宮崎県にて復興支援に感謝	**立命館大学のフォーラムで現地の声を伝える**
かまいし水産振興企業組合 （三塚浩之 理事長）	林農海支援事業まほろば企業組合 （上野孝雄 理事長）
組合では、宮崎県宮崎市で3月31日～4月1日に開催されたイベントに出店し、釜石市の水産物などの販売やPRを行った。 組合は同市の飲食店組合等とかねてから交流があり、震災後、宮崎から釜石市を訪れて炊き出しや義援金集め等で支援してくれたことから、その感謝を込めて今回の催し物に参加した。	3月22日に立命館大学が開催したフォーラム「震災からの復興とまちづくり：陸前高田の現状を踏まえ、何ができるか、必要か」で、同組合の上野理事長、實吉専務理事が壇上から同市の現状について報告した。参加した多くの学生や関係者は、今切実に必要とされている「失われたコミュニティの回復」や「子どもたちへのケア」など、現地の声を伝える発表に聞き入った。

※ お願い：日頃様々な活動をしている組合情報を中央会にお知らせ下さい（担当：統括指導センター池田）

TEL：019-624-1363

組織化動向 －新設組合のご紹介－

組 合 名	ど真ん中・おおつち協同組合	理事長	芳賀 政和
出 資 金	2,000,000円	設立認可日	平成24年4月10日
住　　所	大槌町上閉伊郡大槌町赤浜一丁目２２６番		
組合概要	大槌町の水産加工業者、水産物卸売業者４社が事業協同組合を設立。 同町の基幹産業である水産業の早期復興に向け、地元の海の幸のブランド化や全国展開を図ることを目的に共同販売事業に取り組む。		

平成 24 年度事業復興型雇用創出助成金のご案内（岩手県）

ー 被災求職者を雇い入れた事業主の方に助成金を支給します！ ー

（ただし、平成 23 年 11 月 21 日以降の雇い入れに限ります）

岩手県では、国や地方自治体の補助金や融資等を受けた事業所が、被災求職者を無期雇用又は１年以上の期間で更新が可能な契約により雇い入れた場合、１人当たり３年間で最大２２５万円を助成します。

平成 24 年度対象事業所

- 別表（次頁）に掲げる国や岩手県及び県内市町村の補助金・融資の対象となっている事業（平成 23 年 3 月 11 日以降に採択された事業に限る。）を実施する事業所
- 次に掲げる事業を実施する事業所であって相当数の雇用創出が期待される事業所
  上記以外はの国又は自治体の補助、融資その他産業政策による事業であって、県が地場産業又は成長産業として振興を行っている産業分野その他これらに準ずる産業分野の事業

助成対象者

- 平成 23 年 11 月 21 日以降に雇用された方で、以下の①から③のいずれかに該当し、「期間の定めのない雇用」又は「1 年以上の有期雇用であり契約更新が可能なもの」である雇用契約により雇用された方
  ① 平成 23 年 3 月 11 日において被災地域に勤務していたが、その後、離職した方
  ② 平成 23 年 3 月 11 日において被災地域に居住していた失業中の方
  ③ 平成 24 年 3 月新規卒業予定の方（平成 23 年 3 月 11 日において扶養者が被災地域に居住していた場合のみ）

※ 再雇用者の雇用数は助成対象者全体の 8 割が限度となります。

助成金支給額

- 1 人当たり 225 万円：1 年目 140 万円、2 年目 50 万円、3 年目 35 万円
  （短時間労働者は 110 万円：1 年目 45 万円、2 年目 35 万円、3 年目 30 万円）
- 1 事業所 1 億円を超えない範囲で支給

平成 24 年度支給について

- 被災求職者を雇用し、平成 25 年 3 月 22 日まで（当日消印可）に申請した事業者に対して、要件に該当する助成対象者への支給を認定
- 24 年度内は助成対象者の追加が可能（離職した場合の補充は 25 年度以降も可能）

【お問い合わせ先】

岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター　TEL：０１９－６０１－５２６３

または、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室（TEL：０１９－６２９－５５８８）まで

（別表）　　○ 事業復興型雇用創出助成金の平成 24 年度対象事業一覧

平成 24 年 4 月 16 日現在

1．国の施策（経済産業省所管事業のみ抜粋）

	国の施策（名称）	所　管
1	国内立地推進事業費補助金	経済産業省
2	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（グループ補助金）	経済産業省
3	地域商業活性化支援補助金	経済産業省
4	独立行政法人中小企業基盤整備機構特定事業者復興支援施設整備事業（仮設店舗・仮設工場等の整備）	経済産業省
5	新事業育成資金（グローバル展開関連）	経済産業省
6	グローバル技術連携・創業支援補助金（一般枠）	経済産業省
7	グローバル技術連携・創業支援補助金（創業枠）	経済産業省
8	農商工連携等による被災地等復興支援事業	経済産業省
9	中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業	経済産業省

2．岩手県・県内市町村の施策

	県・市町村の施策（名称）	所　管
1	中小企業被災資産修繕事業費補助	岩手県商工労働観光部 経営支援課
2	中小企業被災資産復旧事業費補助	岩手県商工労働観光部 経営支援課
3	企業立地促進奨励費事業費補助	岩手県商工労働観光部 企業立地推進課
4	被災工業再建支援事業費補助	岩手県商工労働観光部 企業立地推進課
5	水産加工事業者生産回復支援事業	岩手県商工労働観光部 産業経済交流課
6	被災商店街にぎわい支援事業費	岩手県商工労働観光部 経営支援課
7	自動車関連企業生産技術高度化支援事業費補助	岩手県商工労働観光部 科学・ものづくり振興課
8	自動車関連新技術開発支援事業費補助	岩手県商工労働観光部 科学・ものづくり振興課
9	医療機器製品開発支援事業費補助	岩手県商工労働観光部 科学・ものづくり振興課
10	中小企業災害復旧資金	岩手県商工労働観光部 経営支援課
11	中小企業東日本大震災復興資金	岩手県商工労働観光部 経営支援課
12	被災中小企業施設・設備整備支援事業資金貸付制度（高度化スキームによる貸付制度）	岩手県商工労働観光部 経営支援課
13	企業立地促進資金貸付金	岩手県商工労働観光部 企業立地推進課
14	釜石市企業立地奨励措置要綱に基づく奨励措置（補助金）	釜石市企業立地推進本部
15	釜石市中小企業被災資産修繕費補助金	釜石市産業振興部 商工労政課
16	大槌町被災者事業再開支援補助金	大槌町産業振興部 産業振興課
17	大槌町移動販売車購入事業補助金	大槌町産業振興部 産業振興課
18	小規模企業事業所等再建事業費補助金	洋野町水産商工課
19	八幡平市空き工場等賃借料補助金	八幡平市産業部 商工観光課

情報連絡員レポート

景況は先行き不安も改善に期待（平成 24 年 3 月）

〈全体の概要〉

中小企業の景況は、震災関連需要が旺盛であるが、円高傾向が依然として続いていることと、原油価格の高騰に伴う燃料や資材の調達価格が上昇しているものの、販売価格への転嫁が非常に困難なため先行きに不安を抱える状況が続いている。しかし、各景況指標が上向いており、景気の持ち直しに期待感が窺える。

◆ パン製造業
仕入れの見直しや製造の合理化等の企業努力が強いられ厳しさは続く。

◆ 漬物製造業
異常な低温・降雪が続き客足悪く、一般用･業務用とも売上が伸びなかった。

◆ 菓子製造業
原油の高騰により原材料の値上、経営悪化を懸念。

◆ めん類製造業
全国的に気温が低く、めん類の売上は芳しくない。

◆ 一般製材業
住宅関係は注文があっても人手不足等により対応が厳しい状況である。

◆ 銑鉄鋳物製造業
震災復興関連の鋳物部品生産等、フル操業企業と生産が減少した企業間で大きくバラつきが見られた。

◆ 一般機械器具製造業
ガソリン等の高騰により、材料も高騰している。

◆ 野菜・果実卸売業
野菜･果物とも引続き数量が減少したため、単価高で推移し、経営内容的に厳しい状況であった。

◆ 酒・調味料小売業
一般酒販店と量販店との格差が開きすぎて厳しさが増すばかりである。

◆ 食肉小売業
卒業･入学･異動シーズンで家計費は厳しい状況。野菜の高騰も影響していると思われる。

◆ 各種商品小売業
雪や寒さで春物衣料の動きが鈍い。

◆ 自動車小売業
エコカー補助金が再スタート、新車販売市場は大きく前年を上回る実績が続く見込み。

◆ 商店街（盛岡市）
公共機関の移転とガソリン高騰により駐車場利用台数は減少したままとなっている。

◆ 商店街（久慈市）
新入学･新社会人セールも少子化による定員削減等の影響で、売上伸びず苦戦している。

◆ 建物サービス業
相変わらず入札で一部ダンピング競争が見られる。

◆ 旅館業
後半は、春休み等により利用客も上向いた。

◆ 旅行業
観光施設などで、着地型旅行商品の開発と造成、流通（誘客）を意識し、新規参入の動きがでてきた。

◆ 自動車整備業
売上増加が見られるが単価が低下し収益につながらない。業者間の業績バラつきが顕著、格差広がる。

◆ 塗装工事業
労務単価が上昇しているにもかかわらず、入札単価を上げられず四苦八苦している。

◆ 電気工事業
震災復興関連事業で沿岸の事業者は繁忙を極めている。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比ＤＩの推移グラフ（H23 年 3 月～H24 年 3 月）●

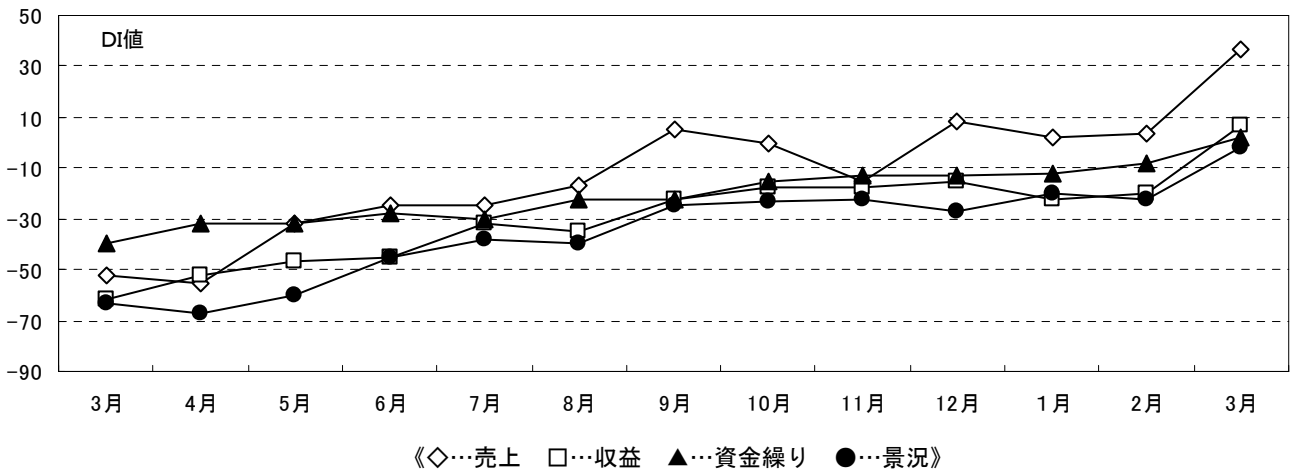

《◇…売上　□…収益　▲…資金繰り　●…景況》

※DI 値＝Diffusion index の略：「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。

第 57 回中央会通常総会開催のおしらせ

本会の第 57 回通常総会の開催をお知らせいたします。

第 57 回岩手県中小企業団体中央会通常総会

開催日時： 平成２４年５月１５日（火）１５：００～
開催場所： ホテル東日本盛岡
盛岡市大通り３丁目 3-18 TEL 019-625-2131

※ この件に関するお問い合わせ先： 連携支援部 TEL 019-624-1363

～ お知らせ ～ 組合の紹介記事や広告を募集中！！

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報（広告）など、掲載してみませんか。情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。

なお、組合紹介やイベント情報の掲載は無料ですが、製品情報（広告）掲載希望の場合は、下記の広告料金が発生いたします。詳しくは本会 統括指導センター 池田 までお問い合わせ下さい。

広告掲載料金及び期間

広告サイズ	新規申込料金			スポット料金
	６回掲載	１０回掲載	１回当りの金額	１回当り
Ａ４：１／12 頁	―	30,000 円	3,000 円	―
Ａ４：１／４頁	42,000 円	70,000 円	7,000 円	8,500 円
Ａ４：１／２頁	54,000 円	90,000 円	9,000 円	10,500 円
Ａ４：１頁	72,000 円	120,000 円	12,000 円	13,500 円

◆主要日誌◆（４月１日～ ４月３０日）

◎中央会主催事業

4/11 中央会監査会
4/19 中央会三役会
4/23 震災対応移動中央会（久慈地区）
4/24 震災対応移動中央会（宮古地区）
〃 中央会第１回理事会
4/26 震災対応移動中央会（大船渡地区）
〃 第１回いわて中小企業人材確保・定着支援事業協議会
4/27 震災対応移動中央会（釜石地区）

◎関係機関・団体主催行事への出席等

4/10 岩手県復興に向けた金融関係機関連携支援対策会議
4/18 岩手県地域ｼﾞｮﾌﾞ･ｶｰﾄﾞ運営本部会議
4/19 県央地場産業振興研究会
4/20 JST 復興促進ｾﾝﾀｰ盛岡事務所説明会
4/23 新しい公共支援事業運営委員会
〃 貸付審査委員会
4/26 西和賀町６次産業ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ支援会議
4/27 岩手県 ILC 推進協議会設立総会
4/28 第１回人材確保・定着支援連絡会議